

令和3年度12月補正予算（その2）の概要について

（新型コロナウイルス感染症緊急対策補正予算－令和3年度第4弾－）

新型コロナウイルス感染症への対応として、以下のとおり令和3年度第4弾の緊急対策を講じる。

1 令和3年度12月補正予算（その2）の規模 （単位：千円）

会計名	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	14,398,717	471,059	14,869,776

2 令和3年度12月補正予算（その2）の概要

（1）住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費【社会福祉課】

補正額：278,235千円

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々に対し速やかに生活・暮らしの支援をするため、住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給する。【国10/10】

○対象世帯

①住民税非課税世帯

②家計急変世帯

○給付金（1世帯当たり100千円×2,600世帯） 260,000千円

○給付事務費 18,235千円

（2）子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費【こども課】 補正額：192,824千円

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、高校生等までの子どもがいる世帯に対し、臨時特別給付金（追加分）を支給する。【国10/10】

○給付金（5万円×3,850人） 192,500千円

○給付事務費 324千円